

# 農業者の皆様へ

## 宇土市農業用機械等共同利用支援事業のお知らせ

宇土市内で農業を営む農業者組織等が農作業の効率化、低コスト化、農地の保全等に取り組むことで地域の農業振興を図るため、農業者組織等が共同で利用する農業用機械、付属機器又は農業用施設（以下「機械等」という。）の導入に対する支援を行います。詳しくは下記問い合わせ先までご連絡ください。

### 【対象者】

補助対象者は、下記のいずれかに該当する者であって、宇土市内に住所（法人その他の団体にあつては、事務所の所在地）を有するものとする。

1. **認定農業者又は認定新規就農者**（農業者3戸以上で共同利用すること）  
※共同利用者は認定農業者又は認定新規就農者でなくても可
2. **農業生産法人**（主として農業に年間150日以上従事する役員・従業員が3名以上であること）
3. **農業者が組織する団体**（構成員が3戸以上であること。）

### 【補助対象経費】

補助対象者が自らの農業経営に必要な機械等の取得費（消費税を除く）  
（例）トラクター、田植え機、ウイングハロー 等

### 【補助率】

**補助対象経費の3/10以内、上限額：100万円**



### 【要件】

- ◇経営規模に応じた性能であること
  - ◇補助対象機械等の税抜き価格が50万円以上であること
  - ◇機械等が共済等の引き受け対象となる場合は、必ず加入すること 等
- ※事業実施年度の翌年度から2年間は本補助金を申請することはできません。

### 【申請書類等】

申請書類は令和8年5月13日（水）から農林政策課窓口で配布します。

1. 宇土市農業用機械等共同利用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び添付書類
2. 見積書及びカタログ、設計図 等

### 【採択方法・申請受付期間】

**先着順・令和8年5月13日（水）～**

### 【問い合わせ先（提出先）】

宇土市役所 農林政策課 農林振興係 TEL：0964-27-3325（直通）